

が
ます

申告期間は
2月16日(火)～3月15日(月)です

所得税・住民税申告の時期が近づいてきました。申告した内容は、住民税(市・道民税)だけでなく、国民健康保険税や後期高齢者医療制度の保険料・介護保険料・各種手当を計算する上での基礎資料となるものです。

サラリーマンの方も年金受給者の方も税金の仕組みを知って忘れないで申告しましょう。

税務署による確定申告出張相談

対象 税務署から申告書が送付されている方、給与・年金収入や一時所得・住宅借入金控除(住宅ローン控除)のある方
日時 2月3日(水)～5日(金) (午前の部)10:00～11:30 (午後の部)13:00～16:00
場所 花川北コミセン

お願い

- ◎事業・不動産所得、土地・株などの譲渡所得のある方の申告については受付できませんので、直接、札幌北税務署で申告してください。
- ◎確定申告期間中は駐車場および税務署周辺の道路が大変混雑するため、税務署においての際は公共交通機関の利用をお願いします(札幌北税務署では日曜日の2月21日・28日も申告受付を行いますのでご利用ください)。

住民税申告の受付

相談時間 (午前の部)10:00～11:30(市役所1階ロビーは9:15～) (午後の部)13:00～16:00

受付日	場所	受付する収入の種類	受付できない収入の種類
2月3日(水)～5日(金)	花川北コミセン (花川北3-2)		・源泉徴収票の交付を受けていない方 ・営業や請負などの事業収入のある方 ・不動産収入のある方 ・報酬のある方 ・土地・株などの譲渡所得のある方
2月8日(月)	弁天会館 (本町9-1)		
2月9日(火)～10日(水)	花川南コミセン (花川南6-5)	給与・年金収入 一時所得のみ	
2月12日(金)	八幡コミセン (八幡2-332)		
2月16日(火)～3月15日(月) (土日除く)	市役所1階ロビー		

ご注意
ください

- ◎平成21年度市・道民税申告(住民税申告)を行った方には市から案内はがきを送付していますが、確定申告をされた方にはお送りしていません。なお、案内はがきがなくても、申告会場で申告を受け付けることができます。
- ◎収入の種類によっては、市で受け付けられないものがあります。その場合は直接、税務署で申告してください。
- ◎2月3日(水)～12日(金)は、市役所1階ロビーでは受け付けできません。
- ◎厚田区・浜益区内の申告受付は厚田支所・浜益支所で行います。

確定申告書を自分で作成した方は

- ◎札幌北税務署へ郵送または持参してください。〒001-0031 札幌市北区北31西7-3-1
- ◎市役所1階15番窓口に税務署へ引き継ぐための箱を用意していますので、ご利用ください。

国税庁HP
<http://www.nta.go.jp>では、
申告書をパソコンで作成すること
ができます!



国税電子申告・納税システム
イータックス
e-Tax
をご利用ください

「e-Tax」とは、所得税などの国税をインターネットで申告・納税できるシステムです。「e-Tax」を利用して所得税の確定申告をすると、平成21年分の所得税額から最高5千円の控除を受けることができます(平成19・20年分の確定申告で適用を受けた方は除く)。

利用方法 電子証明書等の取得や開始届出書の提出、電子証明書等の登録などの手続きが必要。
※詳しくはホームページ HP <http://www.e-tax.nta.go.jp>をご覧ください



申告の準備は進んでいますか？

所得税・住民税の申告始まり

公的年金などの源泉徴収票が送付されます

平成21年中に厚生年金保険、国民年金の老齢を支給事由とする年金を受けた方に、支払われた年金額や源泉徴収された所得税額および年金から特別徴収された社会保険料(介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料)の金額などを記載した「平成21年分公的年金等の源泉徴収票」が1月下旬に日本年金機構から送付されます。この源泉徴収票は、確定申告を行う際に添付書類として必要となりますので、大切に保管してください。

申告が必要な方

◆年末調整をしていない

年の途中で退職し、その後勤めていない方。

年の途中で退職し、再就職した事業所で前職分を含めて年末調整をしていない方など。

◆医療費を自分自身や家族のために支払った

平成21年1月1日～12月31日に支払った医療費から生命保険などの入院費給付金や出産一時金などを差し引いた額が、10万円か所得の5%のいずれか少ない金額を上回る場合、医療費控除が受けられます。ただし、税金を計算する上での所得控除ですので、支払った医療費が戻ってくるわけではありません。

◆家を新築、購入、増改築した

平成21年中に入居した方で、一定の要件に該当する場合について、借入金等の年末残高の合計額を基に計算した金額を控除します。

◆生命保険等の満期返戻金などがあった

受け取った保険金の総額から、払い込んだ保険料等の金額を差し引いた金額が50万円を超える場合は申告が必要となります。

◆自営業、家賃・地代収入、土地・建物・株などの譲渡収入があった

確定申告が必要な場合があります。保険の外交員など報酬の支払調書をもらっている方は、必要経費を申告しなければなりません。

※家内労働の特例(受け取った報酬から必要経費として限度額65万円を認める)もあります

◆非課税収入(障害年金、遺族年金、疾病年金、労災保険、失業保険など)のみで、石狩市国民健康保険・介護保険に加入している、障害者自立支援法の各種福祉サービスを受けている、市営住宅に入居しているなど住民税申告が必要です。

申告に必要なもの

印鑑(認め印で可。スタンプ印は不可)、源泉徴収票の原本のほか、控除ごとに以下の書類が必要です。

各種控除など	必要な書類など
生命保険料控除	・生命保険料控除証明書
地震(損害)保険料控除	・地震保険料控除証明書 ・平成18年末までに締結した長期損害保険の控除証明書
社会保険料控除	・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の領収書など ・国民年金保険料を納付している方は「国民年金保険料控除証明書」
障害者控除	・身体障害者手帳、療育手帳 ・認定書(介護保険の要介護認定のみでは対象になりませんので、高齢者支援課にご相談ください)
医療費控除	・医療費の領収書(人・病院ごとの医療費の合計金額を計算しておいてください。入院給付金などは支払った医療費から差し引かれますので、その金額も記入してください)
住宅借入金等特別控除	・年末残高証明書、税務署から交付されている「住宅借入金等特別控除証明書」 (当該控除を受けるのが2年目以降の方に限ります) (初めて当該控除を受ける方は札幌北税務署か花川北コミセン(2月3日～5日)にて申告してください)
還付金が発生する方	・本人名義の振込先口座の分かるもの(預金通帳など)